

平成28年熊本地震により被災された学生等に対する 授業料等の免除について

ポリテクカレッジ等では、平成28年熊本地震により、学ぶ意欲と能力のある学生等が修学を断念することがないように、被災世帯の学生に対して次のとおり平成28年度の授業料等の免除の支援を行います。

1 支援の内容

- ① 震災発生日以降の平成28年度授業料（研修課程の研修受講料を含む。）の免除
- ② 震災発生日以降の平成28年度寄宿舎使用料の免除

2 支援の対象となる訓練

- (1) 普通課程の普通職業訓練（上記1の①のみ）
- (2) 専門課程（日本版デュアルシステム（専門課程活用型）を含む。）、応用課程及び総合課程の高度職業訓練（上記1の①及び②）
- (3) 長期養成課程、短期養成課程、職種転換課程及び高度養成課程の指導員養成訓練
（長期養成課程：上記1の①及び②）
（短期養成課程：上記1の①のみ）
（職種転換課程及び高度養成課程：上記1の①のみ）
- (4) 研修課程の指導員技能向上訓練（上記1の①のみ）

3 支援の対象者

平成28年4月14日時点において、災害救助法適用地域に主たる学資負担者が居住していた学生等又は被災地域内の独立生計者であった学生等であって、罹災した事実を公的証明書等により証明が可能で、次のいずれかに該当する方。

- (1) 家屋等の全壊、大規模半壊、半壊、流失の罹災証明が得られる方
(※一部損壊は除きます。)
- (2) 主たる学資負担者が震災により死亡又は行方不明の方

4 申請方法

「罹災証明書等の写」を添えて、免除申請書類（様式の定めあり）を各職業能力開発大学校等に平成28年11月15日までに提出してください。

なお、様式その他の詳細につきましては、各職業能力開発大学校等にお問い合わせください。

（お問い合わせ先）

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
公共職業訓練部大学校課
電話 043-213-7297、7298